

議員提出議案第 2 号

八女茶でまちづくり条例の制定について

標記の条例案を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び八女市議会会議規則（昭和 42 年八女市議会規則第 1 号）第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 4 年 12 月 16 日

提出者	八女市議会議員	高橋 信 広
同		栗原 吉 平
同		川口 堅 志

理由

八女茶の伝統文化と産業を守り、本市のさらなる発展を目指すために本条例を制定しようとするものである。